

グループホームころろ 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第 4694500291号)

当事業所は、ご契約者に対して（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

＊当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援2」以上と認定された方で認知症の方が対象となります。

【目次】

1. 事業所
2. 事業所の概要
3. 職員の体制
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. サービスの利用に関する留意事項
6. 苦情の受付について
7. 虐待防止について
8. 業務継続計画の策定等

1、事業者

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 ケアネットプラス |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県姶良市加治木町木田2764番地1 |
| (3) 電話番号 | 0995 (73) 8650 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 杉田文彦 |
| (5) 設立認可年月日 | 平成19年11月16日 |

2、事業所の概要

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 事業所の種類 | (介護予防) 指定認知症対応型共同生活介護 |
| (2) 事業所の名称 | グループホームころろ |
| | 令和7年4月1日指定 |
| | 鹿児島県第4694500291号 |
| (3) 事業所の所在地 | 鹿児島県姶良市加治木町木田2764番地1 |
| (4) 事業所敷地面積 | 敷地764.75㎡ 建物面積198.17㎡ |
| | 1室当たりの平均面積8.46㎡ |
| (5) 電話番号 | 0995 (73) 8780 |
| (6) 事業所長（管理者）氏名 | 里山 直樹 |
| (7) 開設年月日 | 令和7年4月1日 |

(8) 事業者が行っている他の業務

株式会社ケアネットプラスでは、次の事業もあわせて実施しています。

- ・看護小規模多機能型居宅介護 令和2年10月1日指定 鹿児島県第4694500218

- ・住宅型有料老人ホーム 令和2年10月1日指定
- ・指定訪問看護 令和7年4月1日指定 鹿児島県第4664590389号

3、職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管理者	常勤1名
計画作成担当者	1名以上
介護職員	3名以上

4、当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容及び提供と料金

サービスの内容

- 介護サービス
- 食事サービス
- 機能訓練サービス
- 健康管理

利用者のサービス提供に関する記録

○利用者のサービス提供に関する記録を整備しその終了から5年間保存します

※利用料金に関しては別紙参照

（2）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア）下記指定口座への振込

鹿児島銀行 加治木支店 普通 1115662 株式会社ケアネットプラス

イ）現金による支払

（3）利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

利用者の都合により、（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施の前日までに事業者申し出てください。

5、サービスの利用に関する留意事項

（1）ご契約者及び家族等の個人情報の提供（契約書第12条参照）

ご契約者に係る他の居宅支援事業者等との連携を図る等正当な理由がある場合に限り、ご契約者及び家族等の個人情報を提供する場合があります。個人情報は守秘します。個人の記録は、必要に応じ開示いたします。

（2）介護員の禁止行為

介護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者、もしくはその家族からの物品等の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者、もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥ その契約者、もしくはその家族等に行う迷惑行為

(3) 身体拘束について

身体拘束は行いませんが、但し利用者の生命または身体を保護するために緊急やむ得ない場合は、家族への説明と同意書への同意を得た上で拘束を開始する。その状況は記録し保存する

(4) 事故発生時の対応

(介護予防) 指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供により事故が発生した場合には、保険者、家族、ご契約者に係る居宅介護支援事業者並びに居宅サービス事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(5) 重度化対応にあたっての医療連携体制と調整

○看護師の配置 訪問看護ステーション等との契約で看護師1名以上確保する

○24時間対応 看護師による休日、夜間も含めた24時間365日の訪問、連絡体制を確保する

○重度化対応・看取り介護指針・家族等の同意

入居者が重度化した場合における「重度化対応・看取り介護指針」を看取り介護加算の料金内容や退居後料金の発生がある等の内容について家族に十分に説明した上で文書による同意を得る

○看護師による計画的訪問、週1回程度の医療処置や健康相談を行い健康管理を実施する

6、苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 里山 直樹

【職 名】 管 理 者

○受付時間 毎週月曜日～金曜日8時30分～17時30分

但しお急ぎの場合いつでも受け付けます

(2) 行政機関その他苦情受付期間

始良市役所 福祉部 長寿・障害福祉課 介護保険係	所在地：始良市宮島町25番地 電話番号：0995（66）3111
鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護相談室	所在地：鹿児島市鴨池新町6番6号鴨池南国ビル5F 電話番号：099（213）5122 FAX：099（213）0817
鹿児島県 保健福祉部介護保険 事業者指導係	所在地：鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号：099（286）2687 FAX：099（286）5552
鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス支援室	所在地：鹿児島市鴨池新町1-7 電話番号：099-286-2200 FAX：099-275-5707

7、虐待の防止について

(1) 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

1 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

2 虐待防止のための指針を整備する。

3 従業者に対して、虐待防止のための研修会を定期的を開催するために研修計画を定める。

4 虐待の防止のための措置を適切に実施するため担当者を置く。

(2) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

8、業務継続計画の策定等

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(介護予防) 指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき契約書及び重要事項書の説明を行いました。上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします

令和 年 月 日

株式会社 ケアネットプラス グループホームこころ

説明者職名 氏名 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から契約書、重要事項書の説明を受け、(介護予防) 指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意し、契約致します。

契約者

住所

氏名 ㊞

代理人

住所

氏名 ㊞ 続柄 ()